

令和2年度第3次補正予算「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」

(林業・木材産業事業者も事業対象となります)。

以下、事業の詳細

【事業の概要】

- ・本事業は、令和2年第1次補正の「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」の後継事業。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、需要減少の影響を依然として受けている農林漁業者、加工業者等が取り組む販売促進等の取組に対して支援する事業。
- ・1次補正と異なり、国産農林水産物の対象品目は限定されない。
- ・林業者、木材産業事業者も対象となる。
- ・2月上旬から中旬頃に事業実施主体から募集が開始される予定。

【支援の要件】

(1) 在庫、価格、販売量等に影響が生じていること

過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値に比べて「在庫量2割以上増加」、「価格2割以上低下」、「販売量2割以上減少」、「販売額2割以上低下」のいずれかを満たすことを客観的に証明できることが要件。

R2年10月以降の任意の1ヶ月以上の期間で、同条件の過去5年分と合わせて把握可能な期間のデータで比較。

(2) 新しい販路の開拓等に取り組むこと

本事業には4つのメニューがあり、事業実施者にとって「新たな取り組み」を行う場合に対象となる。林業・木材産業では、特に①、③のメニューが活用可能かと思われる。

① 新たなインターネット販売

② 新たなテイクアウト・デリバリー販売

③ 創意工夫による多様な販路の確立

④ 学校給食、子供食堂等への提供

【参考】

更に詳細な事業の概要、要件、補助対象等につきましては、農水省のHPにも掲示しております。

- ・メニューごとの説明資料

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/attach/pdf/201216-5.pdf>

- ・国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 Q&A

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/attach/pdf/201216-6.pdf>

- ・国産農林水産物等販売多様化緊急対策事業実施要領

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/attach/pdf/201216-4.pdf>